

古賀市議会議長としての心得

2015年5月12日

(今期任期最終日)

古賀市議会議長 奴間健司

私は2011年5月17日より4年間にわたって古賀市議会議長として取り組んできた。その経験をもとに、議長としての心得などを以下にまとめた。

議会基本条例を最高規範とし、会議規則、委員会条例、災害対応要綱などに基づき、主体的で活発な議会活動、市民に開かれた議会となるため議長の責務と役割は極めて大きい。

以下の心得等が議長行動指針として活かされることを強く希望する。

(1)「魅力と誇りある古賀市」の実現に貢献するために

- ①市の公式行事、各種団体の行事や総会などでの議長挨拶は古賀市のまちづくりの展望を示すとともに議会の取り組みを伝える良い機会である。挨拶の内容を吟味し作成すること。
- ②各種団体と意見交換の機会を作ること。特に、文化協会、老人クラブ連合会、体育協会、商工会、区長会、シルバー人材センター、子ども会育成会などとは最低年1回は懇談会を持つこと。
- ③公共交通や健康づくり、自主財源の確保など切実な課題について議会として提言し、実現を図ることは待ったなしの責務といえる。

(2)「開かれた議会の充実」をさらに推進するために

- ①議会ホームページの活用を継続・充実すること。「議会トピックス」によるリアルタイムでの議会情報の発信を継続すること。
- ②スマホ、iPadで中継や録画を見ることができるよう積極的に検討すること。
- ③「こが市議会だより」の発行責任は議長にある。2015年5月12日時点での「議会報発行マニュアル」をしっかりと把握し、議会報編集常任委員会と意思疎通を図りながら議会報の編集・発行を進めること。
- ④「議会報告会幹事会」を組織し、議会報告会の開催計画の検討を早めに始めること。
- ⑤議場の有効活用に積極的に取り組むこと。青少年育成市民会議による小中学生の議場での作文発表に積極的に協力するとともに、福岡女学院看護大学とのパートナーシップ協定に基づく議場での講演や学生の意見発表などに取り組むこと。
- ⑥議会ホームページに委員会録を公表できるよう積極的に検討すること。
- ⑦議会モニターを選考し、定期的にモニターの意見等を聴取できる仕組みづくりを検討すること。(議会モニター制度など)
- ⑧マスコミ発表などを効果的に活用し、議会情報の発信につとめること。

(3)「議会の役割を発揮」するために

- ①議会全体での研修の機会を積極的に設けること。市職員を講師にしたテーマ別研修会、福岡女学院看護大学とのパートナーシップ協定に基づく研修会、外部講師を招請しての研修会などを行うこと。

- ②総務、文教厚生、市民建産の3常任委員会での所管事務調査の充実を図ること。テーマを設定した調査・研究・提言を積極的に追求すること。常任委員会の活動を推進するため、必要に応じて委員長協議会を開催すること。
- ③3常任委員会、予算・決算・補正の特別委員会における付託議案の審議を充実するとともに、必要に応じて自由討議を積極的に活用すること。
- ④特に、決算審査の充実と審査結果を踏まえた事業評価や提言を行えるよう積極的に検討すること。
- ⑤政策推進会議役員会を組織し、政策提言に向けた検討を早めに開始すること。
- ⑥古賀市版の地方創生総合戦略策定については特別委員会を設置して慎重審議を行えるよう合意形成を積極的に図ること。
- ⑦一般質問の結果について、その成果を政策資源として活用し、議員個人ではなく議会としての提言にまとめあげる努力を追求すること。
- ⑧通年議会や予算常任委員会などについては情報を収集し検討する必要もある。
- ⑨議会費の予算編成については、毎年11月頃をめどに議会事務局による予算原案作成時点で議会運営委員会等の意見を聴取するよう努めること。特に予算に反映すべきものは10月初旬までに議会運営委員会等で検討する必要がある。

(4)「民主的な議会運営」を推進するために

- ①正副議長、局長、参事補佐定例会議を毎週1回開催すること。議長は1週間のまとめ、当面の課題などについてレジュメを作成すること。(4年間で200回開催)
- ②毎月1回の議員連絡会を開催し、経過報告とまとめ、当面の課題などについて「議長報告メモ」を提出すること。
- ③必要に応じて、議会全員協議会、会派代表者会議を開催し、合意形成を十分に図ること。
- ④各定例会の前後に正副議長と市長、副市長との協議の場を設け、議会運営の反省点などについて協議の場を継続すること。議長はその場に「報告メモ」を準備すること。
- ⑤議員全員による懇親会を行うなど、議員間のコミュニケーションをはかること。
- ⑥議長が把握した情報等で必要なものは早急に各委員長、各会派代表者をはじめ全議員に提供すること。
- ⑦全協で協議した費用弁償の問題については継続して協議の場を設けること。
- ⑧議長選挙のあり方は検討課題の一つであり、2019年の議長選を目標に調査・研究する必要がある。

(5)「議会事務局」の充実を促進するために

- ①5月1日に実現した議会事務局体制(正規職員5人、再任用1人)を堅持するよう議長は責任を持って対処すること。
- ②議会全体の取組みについて情報を共有するとともに、各職員の目標と自己評価を発表するために正副議長と議会事務局職員全員とのミーティングを年3~4回開催すること。
- ③2016年4月1日の議会事務局長人事については、議長は責任を持って対処すること。早め早めに市長に働きかけること。

- ④議会事務局職員の異動、昇任などについて議長として辞令交付を行うこと。
- ⑤局長の庁議出席については庁議規定の改正を行った。(部長の一人としてではなく局長として出席) 庁議の結果については正副議長・局長・参事補佐の定例会議の場で報告すること。
- ⑥議会基本条例の施行に伴う新たな業務に対応できるよう議会事務局庶務規程の見直しに着手すること。
- ⑦委員会録の作成業務についてはより有効かつ効果的な方法がないか検討すること。

(6) その他、新たな取り組みなどについて

- ①議案や資料、市のマスコミ発表資料、各連絡事項の電子データ化、グーグルドライブ等の活用について積極的に推進すること。議長はこの点について市長に積極的に取り組むよう働きかけること。
- ②災害発生時には、議会对応要綱、行動マニュアルにもとづき議長はその責務を果たすこと。また、防災訓練の際は単なる見学者ではなく、要綱に基づいて議会としての訓練を行うよう積極的に検討すること。議会としての業務継続計画の策定に着手すること。
- ③湾岸議長協議会の取り組みは継続すること。特に地域資源研修については古賀、新宮、福津の交流に有効であることから議長は積極的に取り組むこと。
- ④糟屋地区議長協議会は、糟屋地区の連携、議会相互の刺激の場として大切にしていこうこと。
- ⑤中部10市議会議長会、県南議長会、県議長会、全国議長会については、全国的な情報把握、特徴ある議会との積極的交流など独自の目的意識を持って臨んだ方がよい。
- ⑥議員の兼職・請負禁止など政治倫理に関することについて議長はきちんと点検する必要がある。指定管理者、NPOなど現在の政治倫理条例で定めのないものについては積極的に検証する必要がある。
- ⑦議員の不祥事や不測の事態に対し、議長は局長等と密接な報告・連絡・相談を行い、迅速かつ適切な対処ができるよう細心の注意を払わねばならない。
- ⑧議長は毎日9時前後に局長等と定時連絡を取ることが望ましい。
- ⑨2011年5月からの4年間の議長データ(連絡会報告メモ、毎週の定例会議のレジюме、挨拶文など)は議会事務局のフォルダーに保存されている。
- ⑩議会の欠席理由に出産や介護を追加することについても検討課題である。